神戸市長　久元喜造　様

2018 年 9 月 4 日

抗　議　声　明
大気汚染の大幅な悪化を容認する、神戸製鋼との環境保全協定の改訂は容認できない

神戸の石炭火力発電を考える会

神戸市と、神戸製鋼・コベルコパワー神戸第1・コベルコパワー神戸第2（以下、「神戸製鋼ら」という。）は、本年 8 月 30 日、神戸製鋼らによる石炭火力発電所の新設計画を前提として、既存の環境保全協定を改訂したことを公表しました。旧協定に比較して改善された点もありますが、新協定には以下のような重大な問題があり、多くの市民や当会を含む環境保護団体からの要請を顧みず、このような内容の協定を締結したことについて、神戸市に対し、強く抗議します。

当会は、①環境改善の途上にある神戸南部において、大気汚染物質の大幅排出増をもたらす石炭火力発電所の新設は認められない、②温暖化対策のために世界的に脱石炭の取組みが進むなかで、巨大な石炭火力発電所を新設することは認められない、と主張してきました。**市民の健康を守り、また、地域からの温暖化対策を進めなければならない立場にある神戸市が、大気汚染物質や温室効果ガスの排出の大幅増を認める環境保全協定の改訂を行ったことは、決して容認できるものではありません**。

③環境保全協定の改訂に際しては、改訂の基本的な方針について、市民や、神戸市会に示されることなく、数名の市職員が密室で改訂交渉を行ってきました。神戸市民や当会は、交渉過程の透明性を確保するよう神戸市に繰り返し要請してきましたが、神戸市は、市民や市会への説明・意見聴取を行わず、事業者との密室での交渉の結果のみを 8 月 30 日に一方的に公表しました。**神戸市は、市民に対する説明責任を放棄したといわざるをえず**、当会は、神戸市民や隣接する自治体の市民を代表して、神戸市に対し強く抗議するものです（新協定の問題点の要約・詳細については、次頁以下の記述をご覧ください）。

当会は、既設・新設の石炭火力発電所が排出する大気汚染物質の影響をこうむる神戸・芦屋・西宮地域の市民、地球温暖化防止の観点から石炭火力発電所の新増設に反対する日本及び世界中の市民、低炭素社会の実現を目指す様々な企業や環境保護団体等と力を合わせ、また、神戸製鋼や関西電力を相手方とする公害調停の手続を利用して石炭火力発電所の建設中止を求める申請人のみなさんとも協力しながら、本件石炭火力発電所の建設・操業の中止を求めて活動してまいります。

神戸市と神戸製鋼が締結した、新環境保全協定の主な問題点

【要　約】

1. 大気汚染の悪化を容認

・新協定は、現状と比べて、**大気汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）の大幅な排出増**を認めるもの。環境改善の途上にある神戸南部において、大気汚染の悪化を認めてはならない。

・事業者は、「協定値は国内最高レベルの厳しい内容」と述べるが、新協定値は、12 年前の磯子火力の協定値にも劣る値。神戸市は、文字通り最大限の環境保全措置を求めるべきである。

2. 実効的な温暖化対策がもりこまれていない

・今年は、西日本豪雨など、全国各地で激甚な自然災害を被った年でした。神戸市でも、灘区篠原台で土砂流出による深刻な被害が発生しました。市内で熱中症による死者も増えています。温暖化が進めば、風水害の発生頻度が増してゆきます。

・世界で脱石炭の流れが進む中で、しかも、「環境貢献都市」神戸において、**年間約 700 万トンもの CO2 の排出増をもたらす石炭火力の新設を認めるべきではありません。**

・新協定に定められた温暖化対策は、**どれも実効性がなく、排出削減効果はほとんどありません。**

3. 神戸市は、説明責任をはたしていない

・市民の要請にもかかわらず、**神戸市最大の大気汚染物質・CO2 排出源**である神戸製鋼の発電所・製鉄所にかかる環境保全協定の改訂交渉を、**少数の職員が密室で行い、結果のみを市民に公表**したことは、**行政の説明責任という観点からみて、不当です。**

・市民が要請した、「発電所からの**汚染物質等の排出についての、インターネットでの常時公開**」について、協定で位置づけられなかったことは不当です。

・**知事意見、市長意見、環境大臣・経済産業大臣意見の趣旨**に鑑み、神戸製鋼に石炭火力発電所について、市民に対して説明の場を設けさせるべきであったのに、それをせず、漫然と協定の再締結に応じたのは、不当です。

1. 大気汚染の悪化を容認する環境保全協定

(1)大気汚染物質の総排出量の増加を容認してはならない

SOx、NOx、ばいじんにかる現在の協定値と、神戸製鉄所・神戸発電所全体からのこれまでの排出量(実績値)は、神戸製鋼によれば、以下のとおりです(以下の表の「現状」の列)。

	協定値 (年間排出量) トン／年	現状 (2007～2016実績)		今後の 環境保全協定値の考え方 (現状非悪化原則)		新協定値 (新設2基稼働後)
SOx	730	製鉄所	123～179	製鉄所(上工程廃止の予測値)	7	706
		既設発電所	303～341	既設発電所(現状までの最大値)	341	
		計	426～520	計	348	
NOx	1500	製鉄所	240～476	製鉄所(上工程廃止の予測値)	111	1457
		既設発電所	696～858	既設発電所(現状までの最大値)	858	
		計	936～1334	計	969	
ばいじん	250	製鉄所	11～73	製鉄所(上工程廃止の予測値)	3	190
		既設発電所	34～69	既設発電所(現状までの最大値)	69	
		計	45～142	計	72	

出典) 第 162 回神戸市環境影響評価審査会(2017 年 10 月 4 日)資料 21、新環境保全協定より

この資料によると、製鉄所の上工程の廃止により、将来の製鉄所からの排出量(利用率最大 80%)は、SOx 年間 7 トン、NOx 年間 111 トン、ばいじん年間 3 トンとなると試算されています(表の右から2列目)。

神戸製鉄所・神戸発電所の付近は、「大気環境の改善が必要な地域」(神戸製鋼の増設火力発電所にかかる配慮書に対する経済産業大臣意見・平成 27 年 3 月 9 日)です。この地域周辺では、**PM2.5 や光化学オキシダントの環境基準**を達成しておらず、また、**NO_2 の環境基準**についても 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内(そのような地域では、環境基準告示により、**現状からの「非悪化」が求められます**)もしくは下限値ぎりぎりの値を示しています。神戸製鉄所・神戸発電所が位置する神戸南部は、**大気汚染防止法の総量規制地域、自動車 NOx・PM 法の指定地域や兵庫県条例に基づく PM 規制の対象地域に指定されており、深刻な大気汚染からの環境回復の取組みを行っている地域**にほかなりません。

このような地域に立地する神戸製鉄所・神戸発電所について、環境保全協定を見直しするにあたっては、「**既設の神戸発電所施設からの SOx、NOx、ばいじんの過去の排出実績値の上限値と、上工程廃止後の製鉄所からの排出量の予測値(利用率最大 80%)の和**」が、「**汚染の現状**」にほかならず、**現状非悪化の原則からすれば、この値が「新たな環境保全協定の協定値の上限」とされなければなりません**(図の右から 2 列目[1])。この点については、下記の【コラム】も参照してください。

結論:大気汚染を現状より悪化させないためには、神戸製鉄所及び既設の神戸発電所との新たな環境保全協定において、SOx、NOx、ばいじんの年間排出量にかかる協定値は、それぞれ 348 トン、969 トン、72 トン以下とすべきです。

[1] 当会の、神戸市長宛ての環境保全協定改訂を求める要請書及び公開質問状(2018 年 1 月 18 日・当会 HP も参照。

これに対し、新たな環境保全協定値は、①3 号機供用開始前、②3 号機供用開始後、③3･4 号機供用開始後と 3 段階に分けて環境保全協定値を設定しているところ(そのこと自体は適切であると評価できます)、**③段階での協定値は、図表の右列に示したとおり、「現状」から比べて、大幅な排出増を容認するもの**であり[2]、**未だ環境回復の途上にある地域の環境管理者としての市の責任を放棄するもの**といわざるをえません。

【コラム】 新協定の排出量に関する定めの問題点について

上記の表の数値だけでは、環境保全協定の新旧の関係が見づらいので、表の意味するところを図にすると下図のようです。図は、窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物 SOx、ばいじんそれぞれを示していますが、NOx を例にとって新旧協定の意味を見てみましょう。この図を見ると、新協定には見過ごせない重大な問題点が指摘されます。

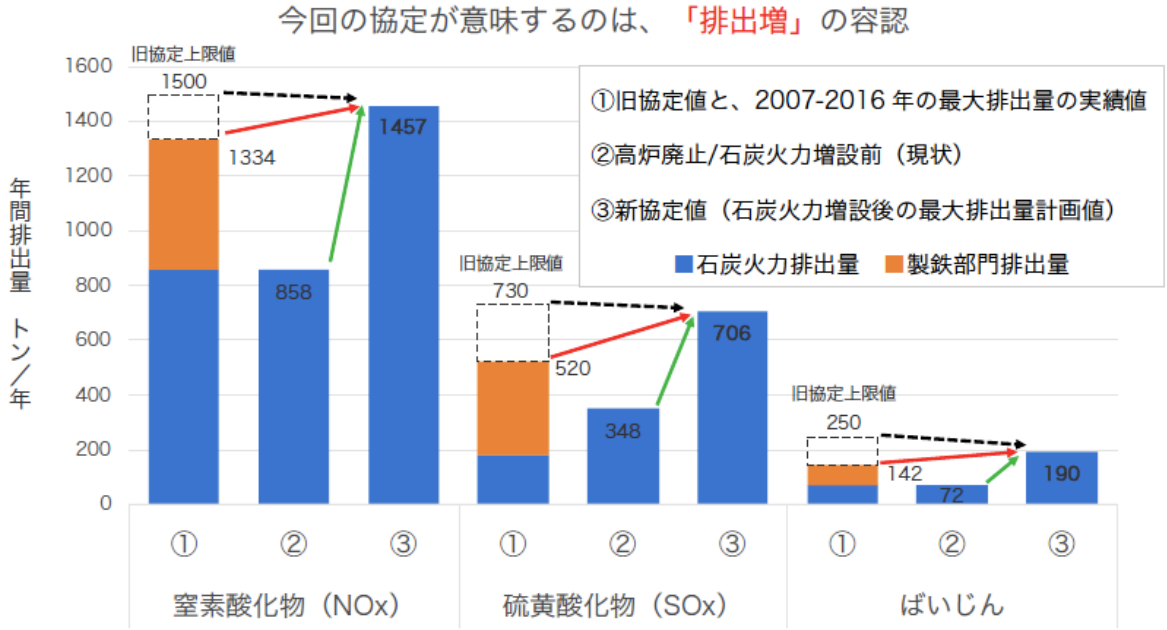

1 つは、神戸市や神戸製鋼は旧協定値 1500 を新協定では 1457 とするので(図の黒点線矢印)、石炭火力増設しても総排出量は増やさないと説明しています。しかし旧協定値は締結時から年数も経っており、実際の排出量は最近 10 年間の最大値で見ると 1334 トンであり、石炭火力増設に伴って汚染物質排出量の増減を問題にするのですから、この実績値と比較すべきでしょう。そうすると**排出量は赤矢印のように大きく増える**のです。

2 つは、神戸製鋼は製鉄部門の高炉など上工程を廃止する計画です。このため製鉄分門からの排出量はかなり減少します。旧協定値は上工程廃止前の製鉄部門からの排出量も含んで 1500 トンとなっています。しかし新協定では製鉄部門上工程廃止による減少分を勘定に入れた協定値になっています。図の棒グラフ①と③を比べてみれば明瞭です。このことは**旧協定値の製鉄部門排出量をあたかも神戸製鋼の排出既得権のように見なしている**こと、あるいは見方を変えれば、**上工程廃止を石炭火力増設に伴う環境対策とみなしている**ことを意味するわけで、**不断に環境保全を追求するという環境保全協定の趣旨にもとる扱い**で、かかるゴマカシに等しいような協定は許されません。

3 つは、いま述べた神戸製鋼は製鉄部門上工程により、製鉄部門の排出量(図の橙色部分)は大きく減り、現状の排出量は 858 トンにすぎません(図の②の棒グラフ)。当会は、旧協定の製鉄部門排出量を既得権のように扱うのは許さず、②の状態を基準にして協定を考慮すべきだと指摘してきました。この指摘に従うなら、**新協定値は現状よりも緑色矢印のように大きく増大する**ことになります。

NOx を例にとって述べましたが、他の SOx、ばいじんについても同様に指摘できます。

[2] ①段階での協定値ですら、「現状」の値と比べて過大です。

(2) 新協定は、最大限の環境保全措置を求めていない―ばい煙排出濃度

県知事意見、神戸市長意見は、最大限の環境保全措置を求めています。立地予定地は、深刻な大気汚染からの環境回復への取組みが続いている地域であり、このような所に大規模な汚染源を追加しようとする以上、当然のことです。神戸製鋼の既設石炭火力発電所も、新設予定の発電所も、同時期に建設・操業開始された(される)他の発電所と比較した場合に、「最大限の」環境保全措置を導入するものとはいえません。

【ばい煙排出濃度の他発電所との比較―窒素酸化物の場合】

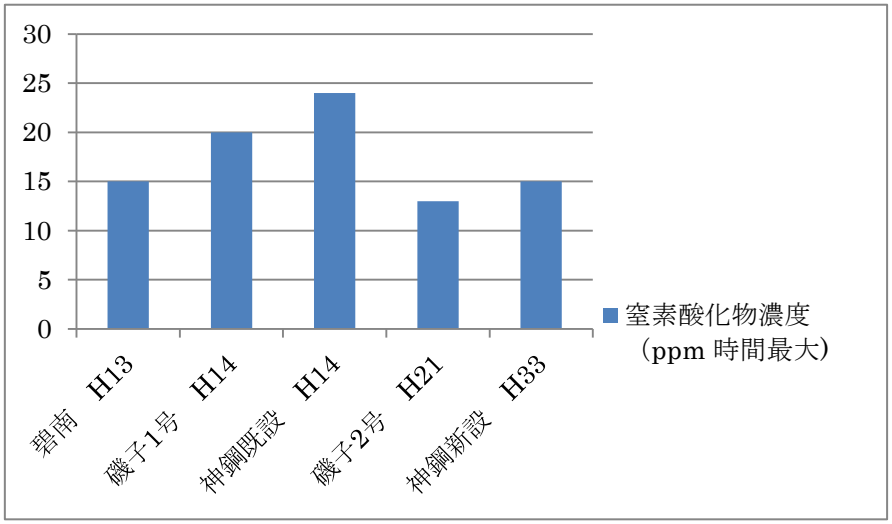

出典) 第 161 回神戸市環境影響評価審査会(2017 年 9 月 20 日)資料 18 等

神戸製鋼の新設石炭火力にかかる今回の協定値は、12 年前の計画である電源開発・磯子火力発電所 2 号機の協定濃度と比べても[3]、緩い値を採用しています[4]。

神戸製鋼の石炭火力発電所は、日本でも最も住宅密集地に近い大規模石炭火力発電所であり、しかも、大気環境の状態が良くない地域に、敢えて最悪の燃料である石炭を用いる発電所を建設するものです。それにもかかわらず、10 年以上前に建設された石炭火力発電所と比較してもなお緩い協定値とすることは、許されることではありません。住民の健康や生活環境を守る立場にある神戸市は、事業者の「言い値」で協定値を定めるのではなく、最高の公害防止技術の導入を要求するべきです。

2. 大規模石炭火力発電所の新設は、温暖化対策の観点から容認できない

(1)温暖化による被害―世界は脱石炭へ

今年の夏は、西日本のみならず日本全国で、猛暑や激甚化した風水害による人的・財産的な被害がもたらされました。神戸においても、7 月初旬の豪雨の際、7 万人以上に避難勧告が出され、灘区篠原台では土石流による甚大な被害が発生しました。また、猛暑による被害も深刻です。神戸気象台によれば、神戸における気温は、温暖化及びヒートアイランド現象の影響により、長期的に上昇し続けています。

---

[3] 神戸製鋼は、第 162 回神戸市環境影響審査会(2017 年 10 月 4 日)において、磯子火力の協定濃度は、神戸製鋼の協定最大排出濃度と異なり、超過時に停止措置を伴うような厳格な規制濃度ではなく、神戸製鋼の協定値は磯子火力と比べて緩いものではないと主張しました。しかし、それは誤りであり、磯子 2 号機の協定濃度は、超過のおそれがあれば、負荷低減等の措置によって直ちに対応するもので、単なる努力目標ではなく「守らなければならない基準」であると解されています(当会の 2017 年 10 月 6 日付・第 3 次要請書 当会 HP 参照)。

[4] 図からわかるように、神戸製鋼の既設石炭火力発電所についても、建設当時、当時の最先端の公害防止技術を導入するものではありませんでした。

【神戸における気温の長期変動】（1897～2016 年）

神戸地方気象台の観測による年と季節ごとの気温の経年変化を示します。年平均気温には長期的に有意な上昇傾向がみられ、100 年あたり 1.3℃の割合で上昇しています。上昇傾向は、最高気温に比べて最低気温で大きく、要因の一つとして地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響も加わっていることが考えられます。

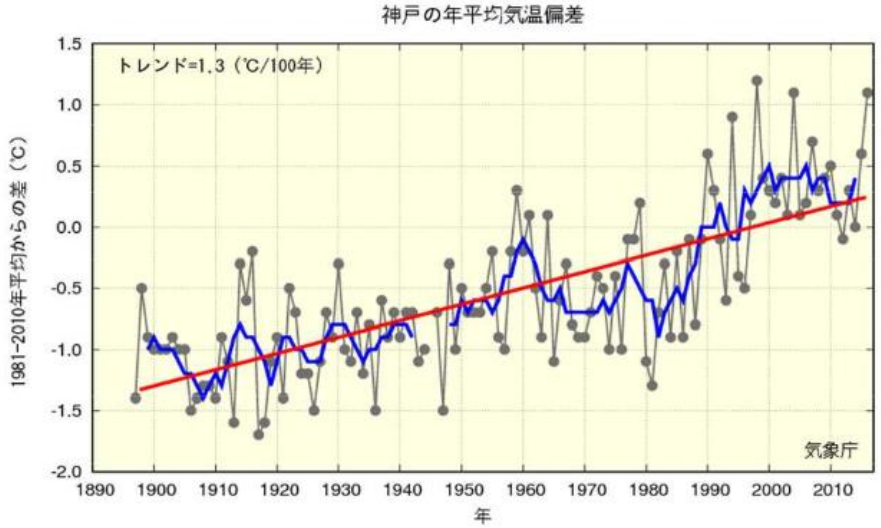

神戸における年平均気温の変化（1897～2016 年）

黒線は各年の値、青線は 5 年移動平均、赤い直線は長期変化傾向を示す。

出典:神戸地方気象台「兵庫県の気候変動」より

気温上昇の結果として、神戸においても熱中症の被害が拡大しています。特定の年度の特定の異常気象を、地球温暖化と結びつけることはできませんが、長期のトレンドとして気温が上昇していること、また、地球温暖化が進行すると、今年日本各地で経験されたような激甚な自然災害が生ずる頻度が増すということは間違いありません。

世界各地でも、気温上昇、自然災害の激甚化が進行しており、温暖化対策の一層の強化が求められています。近年、欧州諸国を中心に、温室効果ガスの主要な排出源の一つである石炭火力発電所の建設をやめ、既設石炭火力発電所についても、2020 年代あるいは 2030 年代には全面的に操業をとりやめるという政策、**「脱石炭」の流れがゆるぎないものとなっています。**

神戸市は、「環境貢献都市」として名乗りを上げており、日本の環境政策をけん引する立場にあります。それにもかかわらず、**神戸の玄関口にほど近い灘浜に、大規模な石炭火力発電所を増設することを容認するのでは、「環境貢献都市 KOBE」の名が廃ります。**世界及び日本の温暖化防止のための取り組みに逆行するものとして、神戸市の姿勢も批難されざるをえないでしょう。

(2)石炭火力発電所の増設による大幅な CO2 排出増

新設石炭火力発電所は、年間約 700 万トンもの CO2 を排出するものであり、既設と合計すると 1400 万トン、430 万世帯分の CO2 排出に相当します。天然ガス火力の 2 倍以上の CO2 を排出するこの計画は、温暖化対策に逆行するものです。

本年 3 月 23 日に公表された環境大臣意見は、日本の石炭火力発電所全体からの現在の CO2 排出量は、2030 年目標達成のための想定排出量を既に大幅に上回っており、日本の石炭火力新増設計画が全て実現した場合には、2030 年における設備利用率は 54%以下としなければならず、**神戸製鋼の計画も「環境保全面から極めて高い事業リスクを伴う」と指摘しています。**

また、兵庫県知事は、かねてより、施設稼働に伴うCO2排出増加が生じないようにすることを神戸製鋼に求めてきました。これに対し、神戸製鋼は、送電先の関西電力が行う温暖化対策を示すため、下記の図を神戸市環境影響評価審査会等に提出しました。しかし、以下の図から改めてわかることは、この計画は、関西電力が保有する**既設の石油・LNG火力から『石炭火力へのリプレース』**を行うものである、ということです。温暖化対策に逆行するこのようなリプレースは断じて容認できません。石炭へのリプレースによって必然的に**増加する CO_2 排出は、消費者負担による再生可能エネルギーの普及によって相殺される**というのが事業者の理解のようですが、このような強弁は、事業者の良識を疑わせるものです。

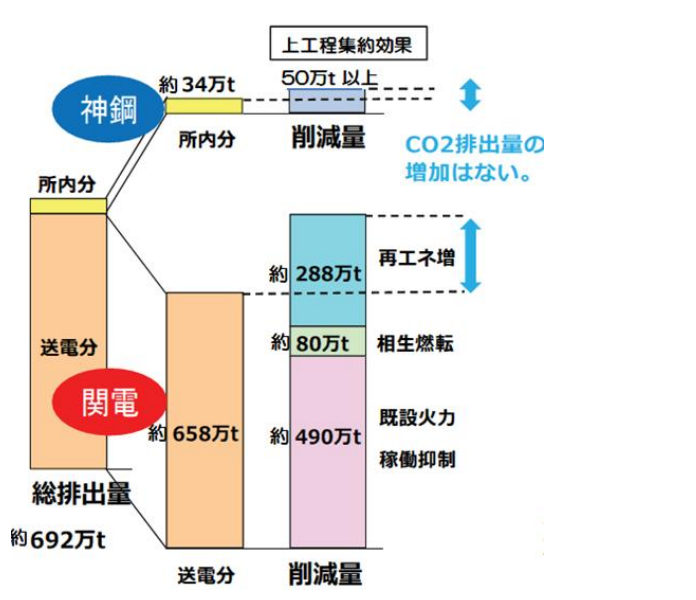

出典）第161回神戸市環境影響評価審査会資料17より

(3) 新協定における「地球温暖化対策」の規定は、ほぼ無内容

旧協定には、温暖化対策に関する定めはなく、新協定において温暖化対策を位置づけたこと自体は評価に値するものです。神戸市の HP によれば、新しい協定は、アセス手続で市長が求めた「地球温暖化への対応」等を「長期にわたって着実に実施させるための協定」であるとしています。しかし、具体的に見ると、残念ながら、そのような協定とはなっていません。

・協定 32 条に挙げられている温暖化対策のための措置（省資源・省エネ・高効率運転の維持・総合エネルギーの向上・二酸化炭素吸収源対策）や、33条3項・4項に挙げられている措置（二酸化炭素の分離回収にかかる検討等）は、**あまりに抽象的なものあるいは実現可能性がほとんどないもの**であり、温暖化対策の「着実な実施」を見込めるようなものでは到底ありません。

・バイオ燃料の活用や水素供給による燃料電池自動車普及への貢献（33 条 1 項）は、それぞれ、**新設火力石炭発電所の CO2 総排出量のせいぜい 0.14%、0.017%の削減効果しかなく**[5]、地域における削減対策として堂々と協定中に掲げるのは、市民の目をくらます不誠実な態度といわざるをえません。

・新設石炭火力発電所の稼働に伴う CO2 排出量の増加に見合う削減方策として、コベルコパワー神戸第 2 は、供給先（関西電力）における具体的な取り組み（上記の図の内容）の「**状況を把握**」することとされている（33 条 5 項）。これが神戸製鋼らによる「CO2 削減への具体的な取り組み」といえないことは明らかです。

[5] 前掲・第3次要請書に記載した当会の試算結果を参照。

3. 神戸市の説明責任について

本年 6 月 20 日、神戸市民ら 1,158 名は、神戸市長に対し、次の内容の要請書を提出しました[6]。神戸市による今回の協定見直しの過程において、これらの市民の要請は反映されませんでした。

【要請事項1】高炉廃止（現状）を前提する環境保全協定の改定を早急に行うこと。
検討に際しては、専門家委員会を設置し、「市民に公開された場」において議論すること。
【要請事項2】発電所の稼働状況（汚染物質等の排出）を「常時確認」できるよう、WEB にて公開すること。
【要請事項3】神戸製鋼に石炭火力発電所の「新設計画の中断」を求め、市民に対して説明の場を設けさせること。

【要請事項 1 について】

神戸製鋼の新設火力発電所による大気汚染、温排水、温室効果ガスの大量排出、景観への悪影響、高圧地下送電線による環境影響等を懸念する多くの市民、専門家、マスメディアは、神戸市がどのような方針のもと、どのような内容の協定を締結するか、この間、全く知らされていませんでした。

環境保全協定は、産業施設等によって悪影響を被る可能性のある市民の健康と生活を守るために、市民に代わって、神戸市が締結するものであり、環境保全協定の真の当事者は、地域住民にほかなりません。神戸市環境局の少人数の職員が、神戸製鋼らと密室において交渉し、真の協定当事者である地域住民や神戸市会に、交渉の状況や締結しようとしている協定の内容を説明したり、意見を聴取したりすることなく、協定を締結したことは、許されないことです。

特に、神戸製鋼が建設を予定している新設火力発電所は、既設発電所と合わせると、全国有数の大規模な石炭火力発電所となるもので、神戸市あるいは兵庫県における大気汚染物質（ばいじん、SOx、NOx、水銀、PM 等）の最大の排出源であり、その排出量は、他の産業施設と神戸市が締結している環境保全協定とは、桁違いに大きいものです。そうであるからこそ、短期間の署名期間であるにもかかわらず、1,158 名もの市民が、**環境保全協定締結プロセスの公開を求めた**のです。他の事業所との環境保全協定締結において、事前に締結内容に関する市民への説明・意見聴取手続をしていないということは、本件協定の締結交渉に関し説明・意見聴取手続をしないことの理由にはなりません。

【要請事項 2 について】

神戸製鋼については、2006 年に大気汚染データ改ざん問題、2017 年 10 月にも製品検査データの改ざんなど、度重なる不正行為が社会問題となっており、社会的信頼回復へ向けた取り組みが強く求められています。しかし、本年4月には、神戸製鋼と神戸市は、神戸発電所 1 号機のばいじん濃度が環境保全協定で定めた協定値を超過していたにもかかわらず、市民への公表が 3 週間もの間、これを公表しませんでした。この時期は、ちょうど新設発電所の環境影響評価手続が重大な局面を迎えており、環境大臣意見や経済産業大臣勧告に影響を及ぼすことをおそれ、公表を遅らせたのではないか、とさえ疑われるものです。

神戸製鋼の石炭火力発電所は、なお環境改善の途上にある地域、しかも住宅密集地に隣接する異常な立地条件にあります。アメリカでは、発電所等からの排出データを常時、市民にウェブサイトで公開するということが行われています。**最悪の立地、石炭という最悪の燃料を用いる神戸製鋼の発電所にこそ、そのような情報公開の取組が求められる**のではないでしょうか。

新協定は、協定値の超過の事実が判明したとき速やかに公表する旨の規定などを追加しており（39 条 4 項等）、

[6] また、本年 8 月 3 日には、当会も、神戸市長宛てに、①環境保全協定の改訂プロセスの透明性確保すべきこと、②神戸製鋼が住民説明会を行うよう指導すべきことを求める緊急要請書を提出しました（詳しくは、当会の HP 参照）。

旧協定からの一定の改善がみられます。しかし、市民署名が求めた、排出データのインターネットにおける常時公表などの規定は設けられませんでした。

【要請事項 3 について】

新設石炭火力発電所にかかる環境影響評価準備書に対する、**神戸市長意見、兵庫県知事意見、環境大臣意見、経済産業大臣勧告は、準備書手続に至るまで、事業者の説明や情報提供が不十分であったことを指摘し、積極的な情報公開を通じて住民等とのコミュニケーションを図り、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分かつ丁寧に説明を行うことで、地域住民等の関係者の理解・納得を得ることを求めています。**

しかし、**神戸製鋼は、評価書の公表以後、市長・知事・両大臣の求めにもかかわらず、住民とのコミュニケーションを行う取組みは行ってきませんでした。**神戸製鋼は、準備書に記載すべき情報（たとえば汚染物質の総排出量の増減や、温暖化対策の具体的内容等）を、準備書に記載せず、神戸市主催の公聴会における市民の質問にも回答しませんでした。市民は、知るべき情報を知らされずに、準備書に対する意見の提出（環境影響評価法 18 条）をせざるをえませんでした。その後、神戸製鋼は、神戸市環境影響評価審査会の委員に強く求められてはじめて多くの補足説明書を提出しましたが、本来、それらは、準備書の内容として含まれるべきものであり、神戸製鋼は、市民に対して説明しなければなりません。さらに、昨年 10 月に発覚した神戸製鋼グループの製品データ改ざん問題を受け、「神戸製鋼の信頼は地に落ち…」（川崎元社長の記者会見における発言）、兵庫県や神戸市による膨大なアセスデータの検証作業が行われたことも記憶に新しいところです。行政職員の労力、税金を使っての再検証作業が必要となったことは、納税者である神戸市民にとって大変遺憾なことですが、データ改ざん後、改ざん問題に関する市民向けの説明も一切ありません。

当会は、神戸市長に対し、準備書に対する神戸市長意見の趣旨を実現するため、神戸製鋼に対し、環境保全協定締結前、かつ、電気事業法に基づく工事計画の届出前に、市民向けの説明会を実施するよう指導すべきであると要請しました。**神戸市長が、上記市民署名や当会の要請に応じず、何らの説明責任を果たすことなく、石炭火力の新設を前提として大気汚染物質の大幅な排出増加を容認する環境保全協定の改訂を行ったことは、大変遺憾**です。

以上

参考）

・第 162 回　神戸市環境影響評価審査会（2017（平成 29）年 10 月 4 日開催）資料 21
http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/eia/img/mat21_162nd.pdf
・第 161 回神戸市環境影響評価審査会（2017（平成 29）年 9 月 20 日開催）資料 18
http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/eia/img/mat18_161st.pdf
・神戸地方気象台「兵庫県の気候変動」
https://www.jma-net.go.jp/kobe-c/shiryou/kiko_hendo/currenttemperature.pdf
・神戸製鉄所火力発電所環境影響評価準備書　意見作成にあたって第 3 次要請書（2017 年 10 月 6 日）
https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2017-10-06/
・神鋼との環境保全協定の改訂にあたり、市民・神戸市議会を対象として説明、意見聴取することを求める緊急要請書
https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2018-8-03/

【問い合わせ先】神戸の石炭火力発電を考える会（https://kobesekitan.jimdo.com/）
住所：神戸市灘区山田町3-1-1（公財）神戸学生・青年センター内
TEL：080-2349-0490　Mail：kobesekitan@gmail.com